ナイトカルチャーの発掘・創出にかかる検討会設置要綱

（設　置）

第１条　夜間公演等のナイトカルチャー（以下「ナイトカルチャー事業」という。）の発掘・

創出を図るための補助制度について、より効果的・効率的な制度となるよう検討するた

め、「ナイトカルチャーの発掘・創出にかかる検討会」（以下「検討会」という。）を設置

する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) ナイトカルチャー事業に係る補助制度の制度設計・事後検証及び補助事業選定に関する事項

(2) その他、ナイトカルチャー事業に係る補助制度に関する事項で、事務局が必要と認め

　 る事項

（検討会の組織）

第３条　検討会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（検討会の運営方法）

第４条　検討会は、事務局が招集する。

２　事務局は、必要があると認めたときは、ナイトカルチャー事業を実施している者その

他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

３　検討会の庶務は、事務局が行う。

（部会）

第５条　事務局は、必要と認めるときは、検討会の下に部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、事務局が選任する。

（報償費）

第６条　委員及び第4条第2項の規定により出席した関係人（以下「委員等」という。）の

報償費の額は、日額9千8百円とする。

２　前項の報償費は、出席（電話回線、インターネット回線等を用いた会議への出席を含

む）した日数に応じて、その都度支給する。

３　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報償費を支給しない。

（旅費）

第７条　委員等の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）

による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の旅費の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前２項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費

用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当

額とする。

（支給方法）

第８条　委員等の報償費及び旅費の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項について

は、府吏員の例による。

（事務局）

第９条　検討会の事務局は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課に置く。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が定

める。

　附則

この要綱は、平成２９年５月１０日から施行する。

　附則

この要綱は、平成３１年４月２５日から施行する。

　附則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年５月２１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年６月１９日から施行する。

（別　表）

ナイトカルチャーの発掘・創出にかかる検討会

委 員 名 簿

（五十音順・敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 氏　　名 | 役　　　職　　　名 |
| 委　員 | 北中　孝幸 | 公益財団法人　大阪観光局　経営企画部　企画・広報・渉外担当部長　兼　万博・IR推進室長 |
| 委　員 | 澤田　充 | 株式会社 ケイオス　代表取締役 |
| 委　員 | 服部　滋樹 | 有限会社　デコラティブモードナンバースリー  代表取締役 |
| 委　員 | 山納　洋 | 大阪ガスネットワーク株式会社  エネルギー・文化研究所　所長代理 |